

◆ 2006年2月22日臨時議会において次の2議案が審議された。

① 虚偽報告に関する損害賠償請求の提訴の可否。

可とするもの 6名 VS 否とするもの 5名 ⇒ 可決

② 上記に係る訴訟費用（50万円）の補正予算の可否。

可とするもの 6名 VS 否とするもの 5名 ⇒ 可決

◆ 訴訟の要旨 （町長の説明による）

a, 責任原因と損害と賠償請求の関係

職員にいくつかの違法行為があった。・・・善管注意義務を怠った責任など



前町長及び前助役に不法行為があった。・・・指導監督を怠った責任など



国庫補助金返還と交付決定取り消し 合計 98,902,000 円



住民及び一般社会に対する町の名誉信用の失墜など



無形的損害 200 万円⇒合計損害額 1 億 902,000 円



上記の町の損害額に対し 2,000 万円の損害賠償を請求

b, 損害賠償請求を 2,000 万とした町長の説明

① 遺跡が出土したこと・・・情状酌量

(町長)

② 福祉施設建設に尽力・・・業績評価

③ 町民が選んだ町長であること・・・町民の責任

これらの諸事情を考慮して
請求額を 2,000 万円とした。

④ 退職金の額・・・支払い能力

◆ 安住仁志の意見

上記 2 議案に次の理由で賛成しました。

- ① 損害額の約 1 億円に対し賠償請求額の 2,000 万円は余りに少なすぎるうえ、四項目を考慮する必要性は理解出来ない。また残りの 8,000 万円についての町長の考え方にも大いに不満である。しかし 2,000 万円の裁判でも判決内容によっては判事の考え方がわかるし訴訟費用のことも考慮して納得せざるを得ないと考えます。(何よりも町長にその気がないのが無念である。別途方法の検討が必要となる。)
- ② 虚偽報告問題をこれ以上長期化させ、抜き差しならない政治問題化させないために早期に決着させることが重要です。
- ③ もし 2,000 万円訴訟に反対して本件が否決されれば司法的解決がさらに遠のき問題がいよいよドロ沼化することをおそれます。
- ④ 智頭町民の名誉信用を回復する為にはこの裁判はさけて通れないと考えます。